

○名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

(平成13年11月16日規則第1号)

改正 平成25年3月29日規則第2号 平成31年4月26日規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

**第3条** 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日から同5日まで並びに12月31日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(縦覧の手続)

**第4条** 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、生活環境影響調査縦覧申込書（第1号様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

**第5条** 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(住民の意見書の記載事項)

**第6条** 条例第5条第1項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登録された事務所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則（平成13年11月16日規則第1号）

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第1号）

第3類 処務 [ 名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則 ]

---

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

生活環境影響調査縦覧申込書

年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合管理者 様

住所  
申込者  
氏名 ⑩

※法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所所在地

名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果報告書等の縦覧を申し込みます。

縦覧場所

縦覧年月日

その他